

《 荒 天 時 の 対 応 に つ い て 》

(1) 午前6時において、特別警報 または、台風接近に伴う暴風警報のいずれかが、

①鳥取県東部に発令されている場合は、臨時休校とする。

②居住地域に発令されている場合は、公欠扱いとする。

(2) 大雨、洪水、大雪、暴風雪、波浪、高潮および台風接近以外の暴風警報発令時については休校になりません。安全に十分留意し、無理のないように登校してください。

※登校が困難と思われる場合は、自宅待機とし、担任にその旨を連絡してください。

●留意事項●

①警報発令時については、気象庁等のホームページまたはテレビ放送のテロップ等で確認してください（学校に電話等で問い合わせられても対応できません）。

②学校からの情報は、鳥取城北高等学校ホームページおよびBLEND（ブレンド）を通して確認してください。

③登校時に上記（1）の警報が発令された場合、または、警報が発令されていない場合でも、気象状況に応じて教育活動を停止せざるを得ないと判断した場合は、下校を指示する場合があります。

④上記（1）の警報が発令されていない場合でも、居住地域の状況により安全に登校することが困難な場合は自宅待機し、状況を学級担任に連絡してください（必ずしも公欠扱いになるとは限りませんが検討します）。